

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットキャラクター使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ゆめ半島千葉国体実行委員会及びゆめ半島千葉大会実行委員会が定めたマスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 マスコットの使用料は、無償とする。ただし、平成21年4月1日以後に製造される商品、景品又はパッケージ（以下「商品等」という。）についてマスコットを使用する場合は、有償とし、その使用料は、別表に定めるところにより算定した額とする。

(無償使用の申込み)

第3条 マスコットを無償使用しようとする者は、あらかじめ、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコット無償使用申込書（様式第1号）に、企画書、申込者の概要書、その他ゆめ半島千葉国体実行委員会会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類を添えて、会長に提出し、その承諾を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長の承諾を要しない。ただし、商品等についてマスコットを使用しようとする場合は、この限りでない。

- (1) 市町村の実行委員会が使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体、財団法人千葉県体育協会、県内各市町村体育協会、県内各競技団体が使用するとき。
- (3) ゆめ半島千葉大会実行委員会が使用するとき。
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (6) その他会長が適当と認めたとき。

(有償使用の申込み)

第4条 マスコットを有償使用しようとする者は、あらかじめ、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコット有償使用申込書（様式第2号）に、企画書、申込者の概要書、その他会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出し、その承諾を受けるものとする。

(使用の承諾)

第5条 会長は、第3条第1項又は前条の規定による申込みの内容が適当と認めるときは、マスコットの使用を承諾し、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコット使用承諾書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

(使用料の免除)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、使用料を免除することができる。

- (1) 第3条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当するとき。
- (2) 社会福祉法人が使用するとき。
- (3) ゆめ半島千葉国体企業協賛制度基本方針で規定するオフィシャルスポンサー、オフィシャルサプライヤー、国体パートナーが使用するとき。
- (4) その他会長が特に認めたとき。

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、第4条の申込書に、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコット使用料免除申込書(様式第4号)を添えて、会長に提出するものとする。

(使用料の用途)

第7条 ゆめ半島千葉国体実行委員会は、使用料を、ゆめ半島千葉国体及びゆめ半島千葉大会の募金として、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会募金推進委員会を通じて千葉県に寄附するものとする。

(承諾内容の変更の申込み)

第8条 マスコットの使用の承諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、申し込んだ内容を変更しようとするときは、あらかじめ、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコット使用内容変更申込書(様式第5号)を会長に提出し、その承諾を受けるものとする。

2 第5条の規定は、前項の承諾について準用する。

(使用禁止及び契約解除)

第9条 会長は、使用者が、その申込みの際に同意した事項に違反し、かつ、是正される見込みがないと認めるときは、当該使用を禁止し、又は当該使用の契約を解除することができる。

2 会長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は使用契約を解除するときは、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコット使用禁止・使用契約解除通知書(様式第6号)により、使用者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年9月25日から施行する。

附則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

別表

目的	使用料
販売を目的とするもの	小売価格(消費税賦課前)×3%×製造個数
販売以外を目的とするもの(景品等)	製造価格×3%×製造個数

様式第1号（第3条第1項関係）

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会

マスコット無償使用申込書

平成 年 月 日

ゆめ半島千葉国体実行委員会
会長 鈴木栄治様

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）



ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットを使用したいので、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットキャラクター使用規程第3条第1項の規定により、別紙に掲げる事項に同意した上で、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	種類・名称・規格等
使用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
使用場所	
製造個数	
製造期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

<連絡先>

担当者名・電話番号

<添付書類>

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 申込者の概要書
- (3) その他

別紙（申込者が同意する事項）

- 1 法令及び申込内容、別に定めるデザインガイドマニュアルその他会長が必要と認める事項を遵守して使用すること。
- 2 ゆめ半島千葉国体又はゆめ半島千葉大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げないこと。
- 3 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しないこと。
- 4 使用対象物件には、承諾番号を付記すること。ただし、物品の形状等から承諾番号を付記することが困難な場合は、これを省略することができる。
- 5 物品等の完成品の見本を、速やかに会長に提出すること。ただし、見本の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- 6 申込内容を変更するときは、あらかじめ会長の承諾を得ること。
- 7 他人にマスコットの使用权を譲渡しないこと。
- 8 マスコットを付した物件に関し、事故、苦情等が発生した場合は、マスコット使用者は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に、下記のマスコット使用報告書により、報告すること。これは、使用期間が終了し、又は本申込みに基づく契約が解除された後も同様であること。
- 9 物件の製造、品質、保管、取扱い及び安全性に関して、会長がいつでも質問をすることができ、これに遅滞なく回答すること。
- 10 使用者が上記1から9までに違反し、かつ、是正される見込みがないと会長が認めるときは、会長は、その使用を禁止し、又はその使用の契約を解除することができること。

記

平成 年 月 日

マスコット使用報告書

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

マスコットを使用した物件	
マスコットの使用日時及び場所	
マスコットの使用方法	
事故・苦情等の内容	

様式第2号（第4条関係）

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会

マスコット有償使用申込書

平成 年 月 日

ゆめ半島千葉国体実行委員会
会長 鈴木栄治様

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

㊞

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットを使用したいので、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットキャラクター使用規程第4条の規定により、別紙に掲げる事項に同意した上で、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物件				
使用目的				
使用方法	種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等			
使用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
使用場所				
製造期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
使用料	小売価格 （消費税賦課前）	製造個数	料率	使用料
			3%	

<連絡先>

担当者名・電話番号

<添付書類>

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 申込者の概要書
- (3) その他

別紙（申込者が同意する事項）

- 1 法令及び申込内容、別に定めるデザインガイドマニュアルその他会長が必要と認める事項を遵守して使用すること。
- 2 ゆめ半島千葉国体又はゆめ半島千葉大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げないこと。
- 3 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しないこと。
- 4 使用対象物件には、承諾番号を付記すること。ただし、物品の形状等から承諾番号を付記することが困難な場合は、これを省略することができる。
- 5 物品等の完成品の見本を、速やかに会長に提出すること。ただし、見本の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- 6 申込内容を変更するときは、あらかじめ会長の承諾を得ること。
- 7 他人にマスコットの使用权を譲渡しないこと。
- 8 マスコットを付した物件に関し、事故、苦情等が発生した場合は、マスコット使用者は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に、下記のマスコット使用報告書により、報告すること。
- 9 物件の製造、品質、保管、取扱い及び安全性に関して、会長がいつでも質問をすることができ、これに遅滞なく回答すること。
- 10 規程別表に定めるところにより算定した使用料を、承諾があった日の翌日から起算して30日を経過する日（当該日が金融機関の休業日の場合は、その日以後で最も近い営業日）までに、ゆめ半島千葉国体実行委員会が指定する金融機関の口座に振り込むこと。ただし、使用内容の変更申込が承諾された場合は、実行委員会が指定する日までに、ゆめ半島千葉国体実行委員会が指定する金融機関の口座に振り込むこと。
- 11 納入した使用料は、返却されないこと。
- 12 使用者が上記1から11までに違反し、かつ、是正される見込みがないと会長が認めるときは、会長は、その使用を禁止し、又はその使用の契約を解除することができること。

マスコット使用報告書

記

平成 年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

マスコットを使用した物件	
マスコットの使用日時及び場所	
マスコットの使用方法	
事故・苦情等の内容	

様式第3号（第5条関係）

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会

マスコット使用承諾書

平成 年 月 日

様

ゆめ半島千葉国体実行委員会

会 長 鈴 木 栄 治 

平成 年 月 日付で申込みがあった、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットの使用（内容変更）について、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットキャラクター使用規程第5条の規定により、下記のとおり承諾します。

記

承諾番号 ゆめ半島千葉 承諾 第 号

〈有償使用の場合〉

振込先：

振込み期限：

様式第4号（第6条第2項関係）

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会
マスコット使用料免除申込書

平成 年 月 日

ゆめ半島千葉国体実行委員会
会長 鈴木 栄 治 様

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）



ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットキャラクター使用規程第6条第2項の規定により、使用料の免除を申し込みます。

記

免除が該当する理由（該当する箇所に○を記入してください。）

記入欄	第6条 第1項
	(1) 使用規程第3条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当するとき。
	(2) 社会福祉法人が使用するとき。
	ゆめ半島千葉国体企業協賛制度基本方針で規定するオフィシャルス (3) ポンサー、オフィシャルサプライヤー、国体パートナーが使用するとき。
	(4) その他会長が特に認めるとき。 <具体的に>

様式第5号（第8条第1項関係）

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会
マスコット使用内容変更申込書

平成 年 月 日

ゆめ半島千葉国体実行委員会
会長 鈴木栄治様

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）



平成 年 月 日付けで承諾（ゆめ半島千葉 承諾 第 号）を受けた
内容について変更したいので、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットキャラク
ター使用規程第8条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記


（変更内容）

様式第6号（第9条第2項）

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会
マスコット使用禁止・使用契約解除通知書

平成 年 月 日

様

ゆめ半島千葉国体実行委員会
会長 鈴木 栄 治 

平成 年 月 日付けで承諾（ゆめ半島千葉 承諾 第 号）した、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットの使用について、ゆめ半島千葉大会マスコットキャラクター使用規程第9条第2項の規定により、禁止・契約解除します。

（理由）